

東京圏の大学生・大学院生の皆様へ

令和 8 年度

六戸町 地方就職支援金



東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)
から青森県内への就職と六戸町への
移住をサポートします

1 交通費

青森県内の企業への採用面接等
にかかる、往復1回の交通費の
2分の1以内の額



上限

17,000 円

2 移転費

就職のため六戸町への移住に要し
た移転費の2分の1以内の額



上限

108,000 円

申し込み期限



令和 8 年 12 月 25 日 (金)

⚠ 予算上限に達した場合、期限前に申し込みを停止する可能性があります

お問い合わせ



六戸町 企画財政課
0176-55-4583

要件を確認し、まずはご相談ください



移住前の要件

- ・ 大学又は大学院（以下大学等という）の本部が東京都内にある東京圏※内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、卒業（修了）した。（在学中申請者は4年以上在学し、卒業（修了）見込みである。）
- ・ 大学等の卒業（修了）年度に東京圏内に継続して在住している。

移住後の要件

- ・ 六戸町に移住した。（在学中申請者は青森県内に所在する企業等に就職することが内定していること。）
- ・ 申請日から1年以上継続して六戸町に移住する意思を有していること。
（在学中申請者は卒業（修了）後に県内に所在する企業等に就職し、転入から1年以上六戸町に居住する意思を有していること。住民票を移さず転出した者は就業開始日から1年以上六戸町に居住する意思を有していること。）

移住前及び移住後に関する要件

- ・ 暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・ 大学等の卒業（修了）の日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。
（在学中申請者は就業開始予定日前1年前であること。）

就業先の要件

- ・ 勤務地が青森県内に所在する企業に、大学等を卒業（修了）してから1年以内に就職していること。
（在学中申請者は就職する予定）
- ・ 就職先が風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ・ 就職先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する先でないこと。
- ・ 官公庁（第三セクターのうち、地方公共団体等から補助を受けている法人を除く）でないこと。
- ・ 3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。

就業の要件 以下のいずれにも該当する方

- ・ 週20時間以上の無期雇用契約であること。（在学中申請者は見込みがあること。）
- ・ 六戸町を中心とした勤務を基本とする採用であること。（在学中申請者は採用予定であること。）
- ・ 東京圏への勤務を前提としない採用であること。（在学中申請者は採用予定であること。）

※東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のうち条件不利地域を除いた地域

青森県内の企業の
採用面接等を受ける

採用面接等を受けた
企業から内定受領

申請

交付

申請書類等

ホームページからダウンロードできます。

詳しくは下記までご相談ください

お問い合わせ 六戸町 企画財政課 TEL 0176-55-4583（直通）